



科学図書館ブックレット

太平記は史学に益なし

久米邦武著

科学図書館

太平記は史学に益なし

久米邦武

古の遺物は、史学の考究に何か裨益あるものなり、殊に文書は片紙断簡も珍重すべし、肥後の阿蘇家に髻の綸旨といふものあり、奉書紙八ツ切ほどの縑に、「自伯耆蒙」勅命候之間、参候、令合力給候者、本意候、恐々謹言 四月廿九日高氏判、阿蘇大宮司殿」と書たる者なり、言伝へに、其時の御使、路にて人に怪しめられぬ様に、髻に結込て持来りたる、伯耆行在の勅命の宣達状なれば、髻の綸旨とは称すとなん、薩摩の島津家にも、同物を伝へたり、又加賀の前田家には、同月廿七日付にて、野介高太郎殿と充名したるものを蔵す、楓軒文書纂中の結城上野入道殿充のものも、同様に廿七日付なり、余の見たるは此四通なり、往年九州を巡回し、筑後柳川にて、立花家の文書を披閲し、旅宿に帰り、目録を見れば、自伯耆蒙 勅命云々の高氏書状ある故に、家扶三池氏に、是は小き縑地に書たる物なるべし、今日披閲したる中にはなかりしといひければ、翌日文庫を捜されしに、案の如く小縑地に「自伯耆蒙」勅命之間、令参候之処、遮御同心之由承候之條、為悦候、其子細申御使候畢、恐々謹言、四月廿九日、高氏判、大友近江入道殿との文面なりと、其儘に写して来示され、余の豫知せるを驚きたる風情なりき、こは前の四例を知る故にて、何も驚くことにもあらず、偕四月廿八日は、元弘三年足利尊氏まだ高氏にてありし時、鎌倉より上方討手に上り、密に伯耆の行在に使を立て、勅命を受け、丹波篠村に於て、六波羅を打滅す軍を起すとき、東西に使を馳遣したるものなり、其時大友氏の使者も已に篠村

に至り、同意を表したるとは、立花家の文書にて始めて知れり、猶此料紙・案文・書式・名字・月日等を色々研究すれば、当時の事実を考ふるに益を得ること多し、又かゝる細小なる料紙に書たる書状は、袖文と云て、戦国秘密の贈答なれば、猶更珍重すべし、史徴墨宝^{第二集}に若干を挙げたり、就て玩索すべし、其は片紙の貴ぶべきを証するなり、南朝旧記に載たる紀伊日高郡色川氏文書に、〔□□□□□□□□□□延元年三月七日。自□□□□□□□□□□催^レ之。馳^二参^一御方。同□□□□□□一。木戸泰□那智致合戦^二之^一处、色河一族等、廿□□□□年同五月、十四五両日、押寄浜宮・佐野。同、廿七日致^二新宮山合戦^一之^一处。尊氏之一族等、石堂□□□□義慶・下、熊野法眼以下、凶徒等。取^二乘数百艘^一之^一船。塩崎通^レ落^レ行^レ之間。兵船乗寄、五六日致^二合戦^一畢、此等次第、不可□□□□^下略 延元年七月日、平盛氏判〕とあり、其年三月朔日、は、尊氏兄弟筑前に逃下り、多々羅浜に必死の戦して、菊池阿蘇等の兵を破りし比なり、太平記に新田義貞此比早く中国征伐に打立なば、山陽諸国足利には靡かざるべきに、勾当内侍の色に溺れて延引したる故に、尊氏再勢を得たりと言罵れど、此文書を見れば山陽は扱置ぬ、紀伊さへはや尊氏方起りて、官軍を差向けられ、同色川文書に、紀伊国日高郡内於岩代莊者、所^三充^二賜盛氏^一也、可^レ致^二管領^一由。法勝寺宮^令旨^所候也。仍執達如件。建武三年三月廿四日尾張守とあれば、法勝寺宮向ひ給へり、又五月廿五日、は楠木正成湊川討死の日にて、前の文書によれば、其廿七日、石堂義慶数百の兵船にて、紀伊塩崎

より落行かんとするとは、兵庫の手に助勢のためなるべし、此く断爛したる書状なれども、猶當時の大勢に響く要項を知り、又其後直義南朝に降参し、其党石堂頼房、撰津を以て南朝方となり、後村上帝住吉に遷御ある原因も此に存す、是にて断簡の貴ぶべきを証すべし、

史学には、片紙断簡にても古文書の益ある此の如し、太平記は四十巻の大部にて、しかも小島法師が、正平の初比までに書綴りたる書籍なれば、世には史学の根基とも思ふなるべし、されど此書を史学の研究にあつれば、古家より出たる屍の如く、盡く消失せて、中には朽骨さへなくなることの多きを如何せん、世には迄国史学の研究は起らず、其材料も乏しかりし故に、水戸にて大日本史を編修するには、反て太平記を主にして他の材料を取捨したるにより、事實は為に壞れて是非の顛倒したること夥多し、まして其他私著の編修書に誤謬の多きは、怪むべきものにも非ず、今研究といふ正針を取りて、此書を読ば、史学の用にたゝぬことは、自から瞭然なるべし、爰に其初卷二三題の文段に、仮に研究を加へて、脆^{モロ}くも破碎することを示さん、

先巻頭に、後醍醐天皇御治世の事云云と題したる文段は、南北の争乱の起り、一朝一夕の故ならぬを略叙したるなり、此乱は世局の一変する時なれば、国史学者は研究を勞すべき、大節目の問題なり、其近因を繹ぬれば、皇室には後深草龜山両帝の御子孫位を争ひ給ひて、公家に両党の分れたること、増鏡・神皇正統記にても略^ホ知るべし、鎌倉には源家党と北條

党と常に相軋る様子は、東鑑の、北條三浦の確執にて略窺ふべし、諸国にも其党分れ、又源平両党の宿憤もあり、其は雜誌第十一号鎮西考に、畧考証し置たり、其遠因に遡れば、権門勢家寺社の莊園を占有せしより、臣連国造伴造の古にも及ぼすべき大議論にて、二三葉の文段の言盡す所ならず、今此文段の主意を繹ぬれば、一朝一夕の故ならずと冒頭しながら、北條七代の政事を挙て、貞時までは〔海内其權勢に服せずと云ものはなかりけり〕とあれど、事實を考ふれば、泰時一代は此語に相当すべき歟、時頼以後相摸家と云世一世と不服のもの多く、政治次第に困難になり、高時に至りて衰滅したるなり、凡、何国にても權勢の隆替するは、箇様なるを歴史の眞象とす、決して一人の智能にて左右するものに非ず、又〔七代の間は位四品に過す云云〕とあるは、北畠准後の神皇正統記にもある論にて、北條家の家法なり、高時とても三品に陞たるに非ず、太平記の此文は、冒頭の元弘以来の乱は〔高時が君徳に背き臣礼を失ひたる〕に原因すとの主意となり、世人も其様に思ひたるぞ淺間敷けれ、高時は脳病にて白痴なり、家臣に押籠られ、一族の守時執權となり、自身は犬など遊び居たる程なれば、内乱も起りたり、かゝる白痴の行状に因て、日本六十餘州の全局を一変する大乱の生じたりと謂は、餘り淺墓ならずや、歴史の眞象は左様に輕薄なるものに非ず、此時北條氏は末運となり、政令訴訟の纏モツれ疏理すべからず、諸国の豪族等皆折を得て叛かんと思ふ時勢の迫りたるに、かゝる白痴の出たれば、後醍醐帝の君臣相謀り、之を倒

して朝権を取返さんと思召立れたるなり、末段に「帝は相模守が計として、御位に即奉る」とあるは、失体なる言様なり、其上事実を失へり、此帝は御兄後二條天皇の崩御後に、御父後、字、多法皇の思召にて、先づ此親王を儲位に立て、其太子に後二條帝の皇子邦良親王を太子に立よと、鎌倉に仰越されしかば、高時の父、貞時、畏りたり、因て花園天皇、踐祚の時、太子に立給ふ、事は増鏡にくわし、扱花園帝讓位を仰出され、両六波羅の使者鎌倉へ持下り、再上京して、後宇多法皇に事書を奉り、法皇の御計ひにて、踐祚あり、邦良親王を太子に立給ふ、事は洞院家の継塵記にくわし、是より花園^{持明院}後醍醐^{大覚寺}及び邦良^{後二條}三統^{の統}の皇位争ひとはなりぬ、史学の研究はかゝる所に力を用ひるべき節なるに、太平記の文段は其甲斐もなきのみならず、世人に後醍醐帝は高時の計ひにて御即位と思はしむるは、無念の事ならずや、

第二は関所停止の事と題し、「商売往来の弊、年貢運送の煩ありとて、大津葛葉の外は、盡く所々の新関をやめらる」とあり、関税の事は、殊に史学に於て、古来の財政を研究すべき要歟なれば、此廢関は経済に於て、重き裁断なり、然るに他書には一も所見なし、此前後の歴史を考ふるに、大概、関津は寺社支配多し、其原由を知らざれども、仏法流布以来、道橋を架渡し、関津を設くるは、僧徒の勸化に成り、是は衆生済度の法文もあれば、其故に因ることならん、されど仏法の伝はらぬ以前に、住吉の神を墨江津・兵庫津・豊浦津・博多津・及

び新羅津に祀り、阿曇氏海神の後にて海人を掌る津守氏其祭主となる事は、雜誌第十四号に論じたるが如

し、以て考ふれば、津税は往古より神社にて支配さする習はせのある様なれば、かたぐ研究すべきことなり、扱此「大津葛葉の外」とあるは聞へず、朝廷の公文なれば、必ず何年

以後とか、何の御宇以後とかの限りを書るゝなり、左なくては解し難し、元徳二年後醍醐帝日

吉叡山行幸記に、「此頃当社の様を見るに、作れば焼け、焼けては又作る有様は、たゞ事と

もおぼえず、誠に旅人往返の津料は不浄物を扱ばざるうへ」云云とあれば、大津阪本の関

津は日吉社造宮料なり、高野春秋に「延慶六年正月廿七日淀舟升米半分宛。自明年正月」

可被寄附大塔修造料之旨、賜院宣」とあり、又「元慶元年後醍醐帝十二月八日、下賜根

本大塔修造料淀津、関米半、永代寄附宮内卿資榮奉書」とあれば淀津、関米は高野に永代寄

附せられ、又同書、及び高野文書を見れば、備後の尾道白石の関も高野支配なり、文保三

年記及び園太曆を見れば、東大寺に兵庫関を寄附せられたるを、他所に換られし故に、元

応元年三月、僧徒八幡宮の神輿を振りて京都に入り、因て朝儀さへ停めらるゝ騒動となれ

り、是皆後醍醐帝の御世の事にて、元弘以前の的証なり、其より少し後の証を挙げれば、諸

家文書纂に「尊氏袖判、八幡宮大山崎神人等申、内殿御燈油・苳・胡麻等御関津料事、

右摂津国兵庫島并神崎・渡辺・禁野・鵜殿・楠葉葛葉に同じ・大津・坂本等関務、輩背先例一成一違乱云云、

太不_レ可_レ然、早任_二代々_一、勅裁並正和三年後醍醐帝即位より四年前なり、武家御教書一固可_二停止_一之状、如件、文和元

年十一月十五日」正平七年なり、など、見ゆ、関所の容易に廃止すべからざる情実を考へ知るべし、此の如

く太平記を史学の研究にかくれば、此題目に掲げたる関所停止は、全く跡方もなき嘘談と消失せるなり、扱其次に「元亨元年異本には二年、の夏、大旱地を枯して、旬服の外百里の間、空しく赤土のみ有

て青苗なし、餓莩野に満て、飢人地に倒る」とは、読下したる迄にて、信ぜられぬ浮文とは知れた

れども、其年は早魃なるかと考ふれば、花園帝御記伏見宮御蔵、其年六月の條に、「今度炎暑遅々、及今

月下旬有苦熱自今年春、病惱多死者連綿、諸道宗匠多逝去」とあり、法隆寺の嘉元記に、「元

応三年即元亨元年なり、辛酉八月八日、祈雨龍池、籠在三十三人、初五个ト一分は第六日ヨリ断食云云、而

第六日十三日初夜初、大雨下畢」とあれば、少しは早にてありしなり、翌二年は早の証例なり、太平記次に「此年錢三百

を以て粟一斗をかふ、中畧檢非違使別当に仰て、二條の町に飯屋を立られ、檢使自ら断て直を定めて

売せらる」とは、九年も後の事にて、早の故にはあらず、含英集に「元徳二年五月十六日、社頭衆

議曰、山洛世途以外之聞、於京都市者、仰官人依檢封減少之、舍屋令加増云云、坂

本儀又任此例、以寺家公人、可被宅封、浜商人若不叙用者、三塔可加嚴密治罰之由、可

被相觸事矣、居衆集會議曰、早相觸寺家、嚴密可有其沙汰事。近日、国土饑饉、而人民欲亡

命。山上烟細而住弥希也、爰戸津・比叡辻商人等、或追返米船、或致世間飢渴之秘淫、及種

々悪行之條、超過之狼籍、言語同断之次第也、不可不誠、所詮交名露頭之上者、被処其身於

重科、仰住居於寺家社家公人等、可令破却、先於當時和市者、任京都法、山器台固充可令

売、若独雅意背衆命者、重嚴密_レ可_レ有_二其沙汰_一之旨衆議畢」とあり、廿一日、記録所より洛中米穀和市事といふ沙汰文を東寺執行日記に載て、「右米穀者民之天、国之本也。頃年豊饒之処。近日依_二和_レ市_一之不定、有_二衆庶之飢饉_一云云、太不_レ可_レ然、所詮新穀出現之程、任_二弘安之例_一。以_二宣旨_一。一斗充_二錢百文_一可_レ交易也。今度之此法不_レ可_レ准_二弘安之例_一以_二寬宥之儀_一。如_レ此被_二定_レ下_一也。於_二違犯之輩_一、可_レ有_二嚴密沙汰_一者也。元徳二年五月廿一日左衛門少尉中原秀清以下六名の連署なり、畧す、皆使庁の判官、と、又六月十一日の條に、「世間依_二飢饉_一。米穀商人以外和市高云云、仍勅裁トシテ、去月被_レ定_二其法_一以来、米穀不出現、商人又不_レ出_レ之者也、仍世間弥饑饉無_レ極之間、今日二條町東西へ市ヲ被_レ立_レ、カリヤ公方之沙汰也、五十餘間云云、此カリヤへ商人ヲ被_レ召テ売買セラル、也、然間諸人成_二喜悅之思_一、群集シテ誠如_レ市也」とあり、其時の檢非違使別当四條宰相隆資と見ゆ、翌元弘元年に笠置の変起れり、宣旨一斗百文さへ高直に定められたる程なれば、一斗三百文も甚虚誕なり、又其次の文に、「記録所出御成て直に訴へを聞召明め理非を決断せられしかば」とあるも信じがたし、記録所の訴人は官人僧侶計なれど、天子御直に聴断はあるべからざることなり、但し万里小路宣房藤房の父、の万一記に、元応二年五月十四日仙洞後宇多天皇なり、徳政評定を記して、曰「予申上畧雑訴事、有_二愁之旨_一致_二庭中_一内々有_二出御_一可_レ被_二聞食_一。坐中当日有_二沙汰_一。可_レ有_二聖断_一也、庭中時当番公卿等必參候也。可_レ休_二人愁_一歟」下畧とあり、「退出之処更闌夜深、有_二叩_レ門之声_一、尋聞之処、今日奏議、叡感之趣、按察大納言日野俊光なり、送_二此状_一」とあれば、雑訴を内々聞召は、宣房の奏議にて、後宇多法皇に起る、翌元

享元年十一月、〔吉田大納言定房為勅使、関東下向、御治天下之事數十箇條、被_レ仰_レ合_レ云云〕と北條九代記に見ゆ、其〔十一月、法皇以_レ関白、可_レ有_レ御政務_二之由、被_レ之申_一〕と歴代皇記に見え、〔院の文殿仙洞の記録所、議定所記録所のこと、評定衆など少々かはりあり〕と増鏡に見ゆれば、後醍醐帝の御政務は、元亨二年正月よりの事なり、太平記は下賤の人の書綴りたる話し本にて、今にていはゞ、軍談訳釈師が正史実録と唱へて、続き話しを演ると同性質のものなり、殊に政事又は朝廷公方向きの事は、所謂_{ゲス}下人の天下扱ひと謂べき、浅墓なる考へを述立たるものなれば、学者の研究には何の益もならぬ書なりと知べし、

第三は立后の事と題せり、此文段の妄謬なるは、大日本史の一向に太平記を信ずるさへも、西園寺中宮の伝には之をすて、増鏡を引用たるにて知るべし、尤此文段に〔御齡已に二八にして金雞障の下に冊れて〕とあるに依て、文保二年踐祚の時に中宮は十六歳として、其年齢を推算したれど、判定本には削去れたり、此全文はみな浮華の詞藻のみにて、固り史学研究に何の甲斐もなし、洞院家の継塵記、文保二年二月廿六日後醍醐帝踐祚の條に、〔行啓子一点也于_レ時細雨灑然而不_レ及_レ湿_レ地、云云、入御_二清涼殿_一、侍臣秉_レ燭先行、関白被_レ候_二御裾_一以上帝の入内を記す、此後人々退出、或參_二節会_一、或為_二供奉_一御息所渡御_二也。良久、御息所有_二渡御_一、御路次行啓兼日事。左衛門佐経頭奉行〕と記され、此時其腹の権子内親王已に成人し給ふに、〔君恩葉よりも薄かりしかば、一生空く玉顔に近付せ給はず〕とは何事ぞや、次に〔其比安野中将公廉の女に三位殿の局と申ける女房、中宮の御方に候はれける

を、君一度御覽ぜられて、他に異なる御覺へあり」とあるは、増鏡に、「西園寺入道大臣の末の御女を、忍てぬすみ給ひて、わりなき御思年にそへて」と見えたれば、正しく中宮の御事なり、記に又「忽ちに准後の宣下を下されしかば人皆皇后元妃の思ひをなせり」とは、遙に後建武二年の宣下にて、中宮の薨去は其三年も前にあり、かゝる正体なき記事にて、恐多くも後醍醐帝の君徳を誇り、阿野准后を楊貴妃に比べて、後世の耳目を誤るは、文苑の罪人と謂ふべきなり、皇后中宮の御位は格例あることにて、国史を学ぶものは、よく研究すべきなり、鎌倉時代より、西園寺洞院の両家より中宮を撰まるゝ例となり、扱又女御には華族の女にてなければ備はるを得ぬは、朝廷の旧規なり、故に阿野准后は洞院公賢公の猶子として入内あり、帝の隱岐に在しくける時、終始御付添まいらせたれば、准后宣下ありて、其腹の皇子を太子に立らる、其は園太曆・増鏡・女院小伝等を見れば明かなり、

第四は儲王の事と題したる文段に、第一の宮尊良親王第二の宮妙法院宮、第三の宮は梨本門跡即大塔宮なりにて、「君御位をば此宮にこそと思召たりしか共」とあれど順序たがへり、是まで太平記を信じたる人々は、其爲めに種々に考証を勞したれども、太平記は左様の順序などに頓着なし、第一の宮は尊良親王、第二の宮は世良親王なること増鏡神皇正統記に明かに、大塔宮は妙法院宮より御年長なることも明かなり、或は尊良よりも年長ならむとは、近来少々其証跡を得たれど、御位を譲らんとと思召は専世良親王にあり、大塔宮には絶へて其証なし、後世太平記の修正者も、此文段

の餘り間違たる故にや。島津本には第一の宮を尊良親王とし、〔二宮帥親王即世良親王、は西園寺宰相中将
実俊卿女一條局と聞へし御腹なり、源大納言親房卿是を養ひ奉る、中聖徳に萌しおほしますされば、
末代明主の胤と仰奉りしに、元徳二年俄に煩ひ給ひて世を早くさせ給ひぬ〕と、増鏡の文によりて
補ひ入れて、「第三の宮は」と大塔宮のことに移せり、然れども元徳二年は此宮已に御出家なれば、
一旦、出家し給ひし皇子に、御位を譲らんと、思召のあるべきに、あらず、故に是も聞へず、

此く正体なき太平記を逐條に考証して正すも無用なれば略すべし、嘗て其一二の兩卷に就て、誤
りなき文句のみを標挙せしに、百餘句もありしにや、抑太平記は平家物語の跡を追ひ、元弘以来の
合戦を仮りて、狂言綺語を綴りたる語りものにて、雜誌三号四号菅
政友君の考あり、謡本・浄瑠璃本同様の書なり、其

脚色は早く非命に斃れたる大塔宮・新田義貞・楠木正成・名和正年、行衛の知れぬ万里小路藤房等
を立物たてとし、尊氏兄弟阿野准后を浄旦の役に用ひん為め、先づ開首に中宮准后の正邪と大塔宮の材
武を示したり、所謂序幕なり、事実と引合せ考る程のことにあらず、今川了俊の難太平記によれば、
此書は興国年中に綴りたる書ものにて、元弘以前の事は追記なる故に、猶更事実も大に違ひてしど
ろなり、了俊此書を難じて、「十の八九は詐りなり」といへり、其時の文は今行はるゝ諸本とはち
がひたる様なり、足利の中世に敷衍したるものと思はる、ひたすら無学の人、凡下の男女に面白か
らしめんと書綴りたるにより、足利時代より盛んに行はれて、数百年を経たれば、後人は当時の実
録と思ふも無理ならねど、夫も学問の心はなくて、只読書を好み、消閑の慰みとなし軍談講釈師の

代りに弄ぶ人のことなり、史学といへばあなたがち考証することにも非ず、かく久しく行はれたる書なれば少々事実の相違あるとも、亦史学に益もあるべしと思ふ人もあらんが、是も誤りなり、さらば是より考証を止めて、只研究につき二三を論ぜん、

太平記のみを讀みて、楠木公を崇拜する人は世に多し、誠にさる志ならば、其智畧を尊敬して、研究せんとの心最も篤かるべし、楠木公赤阪の籠城に、「塀を二重に塗て、外の塀をば切て落すやうに拵へたり」とあるを建築家に質問して、其釣塀の建築法を研究して軍備にせんと志す人のあるにや、余は此釣塀を芝居の道具仕掛に用ひたらば面白からん、実用には設けられぬものと思ふなり、又〔城の内より柄の一二丈長き柄杓に、熱湯の湧翻りたるを酌て懸たりける間〕とあるを理学者に質問して、一丈の柄なれば常人の力にては幾升の湯を得るべし、二丈となれば幾許を減すべし、又熱湯を高所より注下すれば、其湯の面積は空气中に広がりて、熱を失ふものなれば、何間なれば温湯となり、何間なれば冷水となることを研究したる者あるや、若し長距離に熱湯の沸騰度を保つものならば、今軍艦などには蒸気罐に唧筒を仕掛けて、近寄る端船の人を糜爛する簡易の防禦術をも生ずべし、余は是も無益の考ならんと思ふなり、此赤坂落城の時、「さらば迎、城中に大なる穴を二丈計り掘て、此間堀の中に多く討れて伏たる死人を、二三十人穴の中に取入て、其上に炭薪を積て、中城に火を懸よと云置て、皆物具をぬぎ、寄手に紛れて五人三人別々になり、敵の役所の前・軍勢の枕の上を越て、閑々と落けり」とあり、此智謀の出処は、日本書紀、皇極天皇二年、蘇我入鹿の

兵、山背大兄王を斑鳩に攻たる時、「山背大兄王、仍取^ニ馬骨、投^ニ置内寝、遂率^ニ其妃並子弟等、得^レ間逃出、隠^ニ胆駒山、巨勢徳太臣等、焼^キ斑鳩宮、灰中見^ニ骨、誤謂^ニ王死、解^レ圍退出」とある、其馬骨を人骨に改めたるなり、余は是も楠木公の实事とは思はず、著作者の改良と思ふなり、著作者も是丈は改良を考へるに、太平記を読み楠木公を崇拜する人は、其程の研究もあるにや、千劔破城軍の條に、「此水斗にては不足なるべしとて、大なる木を以て水船を二三百打せて、水を湛へ置たり、又数百ヶ所作雙べたる役所の軒に繼樋を懸て、雨降れば雫少しも餘さず舟に受入、舟の底に赤土を沈めて、水の性を損ぜぬ様にぞ拵へける」とあり、籠城に雨水を貯へるとの珍しからぬ智慧なり、只水槽の底に赤土を沈めたるが楠木公の發明なるべし、赤土に雨水の腐敗を防ぐ性ある歟、之を理化学家にも質問したる人あるや、若し其性を具する土のあるならば、遠航海には水難義するものなり、其法を軍艦郵船にも用ひたらば、中外に益楠木公の功德を享けしめん、然れども余は太平記の外に、土を水の防腐に用ひることを聞かず、却て腐敗の一因とならん、

太平記は人の慰みに読ましむる主意にて書たるものなれば、少し研究にかゝれば驚くべき事も多し、第十卷稻村崎干潟となる事とある文段に、「新田義貞逞兵二万餘騎を卒して、廿一日の夜半計に、片瀬腰越を打回り、極楽寺坂へ打落ち給ふ、明行月に敵陣を見給へバ」とあり、俚諺に「廿日の亥の月」と云へば、廿一日の月は今の十一時比に出るに、明行月とは月の西に傾くことならん、因て後文には「誠に龍神納受やし給ひけん、其夜に月の入方に、前々更に干たる事も無りける稻村が崎、

俄に廿餘町干上りて、平沙渺々たり」とありて、其夜に月は入りたり、芝居の月ならば自在なれども、真の月は出入の刻限定まり、ついで亦満缺も定まれり、夜半計に西に傾きて曉に入るは、十四日比の円月なるべきに、廿一日に円月の出たるは天変ならずや、潮は月につれるものにて、月の出入は満潮の時に定まりたり、但し入海は少し後る、肥前の船乗りは月の出入は沖「なから」といふ、「なから」とは九分満なり、故に入江は七八分満なり、稻村崎は大洋に向きたる処なれば、月の出入は満潮時なるべし、又廿一日比は「からま」なり「からま」とは少し干る時なり、然るに月の入方の満潮時に、朔望よりも干潮の大なるも変異なり、其実は廿一日夜半計には、弦月の山の端を出て、天明に南に上り、恰も「からま」の干潮にてありしなるべし、若し前々干たる事なき処の俄に二十餘町も干上るならば、大津浪の兆なり、其海岸には近寄るべからず、慰に読書する人にも心得の爲めに其故を述べおくべし、明治元年奥羽戦争の時、南部の海岸に津浪ありき、出陣の友人の話に、其日八戸海岸の沖に遠山の見ゆる故に、里人に問ひければ、其は扱捉なり、扱捉の見ゆるは津浪ぞと大騒ぎせしに、果して津浪来れりとなん、是何故なれば、津浪は洋中に龍巻起り、平均を求めて海水を空より吸ふ力にて、一旦海面を山形に隆起せしむる故に、其低くなりたる処より、平常水面に隠れたる遠山を見る、頓て龍巻が水に平均すれば、吸力断へて逆に窪くなりて、波動の四面に散ること、大石を水に投げたるが如く、海岸に打寄る、是を津浪といふなり、若し稻村崎に非常の干潟となるは、伊豆沖に大龍巻の起りたるにて、頓て大津浪の寄来る兆とす、又山潮も是に似たるこ

とあり、去る二十二年筑後川に山潮の時、或家に来る人、今日は大雨なれども、河水は平日よりも浅く、渡りよかりしと言を聞て、其家の老人大に驚き、すは山潮の来るぞと、周章あはて、家族と共に山に逃上り、辛くして難を免れたりとなん、是山潮とは、大雨にて上流に山崩れて谿を塞ぎ、水勢の増に従ひて忽壊れ、溜りたる水をば一斉に流れ下すを山潮といふ、大雨に却て水涸るを前兆とす、同時に熊野吉野の山潮も同様の話あり、経験ある老人はかゝる水変の前兆を恐るゝを知るなり、義貞は上野人なれば海には不心得なるべけれども、津浪の兆ある浜に軍兵を繰出すことはよもあるまじ、其日に由井七里の浜に津浪の来りしことも聞えず、畢竟太平記の記者は山城近江に住居したる人にて、海潮の心得なく、筆に任せて嘘談を書綴りたるまでなり、然らば極楽寺口は如何して破りたるかといへば、和田文書の三木村總領俊連の目安に、〔於テハ当国ニ罷立ニ一番ニ属レ于二日一、大将、軍新田、藏人、七郎、氏、義。去ル五月廿一日三、元弘三、引リ籠リ敵靈山寺大門ニ射ニ大手ノ、稻村軍勢於散々ニ之間、中追ニ落朝敵一訖〕とあれば、極楽寺の山手より破れたり、然るに廿一日に望月出て、其入方に大潮の涸たる嘘談を、いかで史学研究の料に採用すべき、慰みの読書に研究などは思ひも寄らねども、其形かたちは学問に似たれば、人も史学と誤り、己も史学を気取りて、研究もなき読書を記臆し、或は津浪山潮の前兆に義貞を気取り、大危険を冒して人命を失ふ者もあるべきなれば、是を論述しておくもあながち無用の論にあらざるべし、

かゝる浮談を綴りたる書なれば、人を誤り世を誤ること多しと知るべし、爰に和田三郎の事を論

じて、其一を示さんとす、先づ其前に一の譬喩を設けん、甲乙両派相軋り、乙派権勢を得て、甲派の首長を捕へしに、匿名の謎を其拘留所に投入たる者ありて、吾必ず甲派の快復を任すべし安心せよとの意を示す、甲の首長は謎を解き得たれど、乙の看護人は解せず、其儘反古になして棄たりとせん、此事乙の首長に聞へて、謎の意を曉らば、其投書者を探訪するなるべし、然らば如何なる証跡を以て索さんか、必ず無実の人多く嫌疑にかゝり、拘留の首長まで危難を及ぼすべし、或は甲派権勢を恢復し、投書者を賞せんと搜索するにも種々の詐偽者を生ずべし、刑に難きは賞も難し、匿名投書の謎にて筆跡さへも存せぬ事は再糾明すべからず、無効として不問におくより外はなかるべし、法学家などは之を如何論定するにや、扱是より本題にかゝるべし、和田三郎とは太平記に数出たる、備前の国人和田備後守範長の子息備後三郎高德、父範長なれば、高德は高範なるが通り字の例なり、後に児島備前守とも書たる人なり、鎌倉足利の比名字の例は北條泰時の長孫経時は武蔵守を襲て武蔵家と云、次の時頼は相模守に任じ、兄に代り執権となる、相模家と云、故に子時宗孫貞時受領以前は相模次郎と称し、當時の公文にも書けり、即北條相模次郎なり、武蔵家に武蔵九郎あり、博多越後家に越後九郎あり、薩摩文書、鎮西引符、大友近江守貞宗の次男を大友近江次郎貞順といひ、法名佐々木高氏導誓、は、父祖佐渡守に任ず、因て佐々木佐渡判官といふにて、其荒増を知るべし、高德は父備後守なるを以て備後三郎と称す、即和田備後三郎なり、備後三郎とも畧称すれども、和田三郎と本氏を称するは正例なり、和田は巻八に千種殿京合戦の條、児島と河野とは一族にてとあれば、越智姓なり、備前人にして備後守となるは名

国司なるべし、名国司とは名計り任せらるゝ国司なり、
史徴墨宝第二編考証第二卷
菊池武茂筆の條に詳説す、 足利氏の初比まで左

衛門尉即判官と名国司とは重典にて、武家にて一国の守護ともなる程の大名ならねば任せられず、然

るに備前の大名に和田といふ家は前後に所見なし、高德が児島と称するは、備前児島を領して苗字
地となすなり、然るに児島は源平の戦に佐々木盛綱騎馬にて渡したる戦功にて、特典にて賜りたる

恩賞地なれば、其子孫代々加治源太左衛門尉と称し、其一門に小島氏を称する者あり、尊卑分脈・

正応佐々木系図等に載たり、又尊氏九州より責上る時に、加治氏迎へて児島に滞留し、夜月に雲の
ひきりよつ引両をなしたるを祝ひたることを梅松論に記す、其時までも加治氏の所領なることたしかなり、彼

是を合せ考ふれば、河野の族に和田児島あることも、備前に和田といふ大名あることも、加治氏の

児島を没収されたることも、絶へて証跡なく、只太平記のみに見ゆるは、例の嘘談とは其名字にて

已に明白なり、扱其巻四に備後三郎高德が事の題に、後醍醐天皇の隠岐遷幸を「路次の難所に相待

て其隙をうかがふべし迎、備前と播磨との境なる舟坂山の巔に隠臥、今や〜と待たりける、臨幸

餘り遅かりければ、人を走らかして是を見するに、警固の武士山陽道を経ず、播磨の今宿より山陰

道にかゝり遷幸をなし奉りける間、高德がしたく相違してけり」とは読下して実事ならぬことは知

れたり、遷幸とはいへど万乗の君の御幸なるに、路次の替りたるをも知らず、隠臥して待ち、事過

ぎて後人を走らすとは、如何にも手配りなき仕方なり、増鏡に「おほかたはあやしうさまことなる

御幸なれど、道すがらの御まうけ、国々に心づかひしたる気色などは、かうさまの御ありきとは見

えず、いとやんごとなくなむ、さはいへどいま、で国のあるじにて、世をもいみじうおさめさせ給へりける名残にやあらむ、いとねんごろにのみつかへまつれり」とあるが実事なり、かゝる遷幸の御路筋なれば、俄に変わることはならぬものなり、我等一局の派出官にて県庁・郡衙に通知して諸国を巡るさへ、中途にて路を変れば郡村の差支へとなる故に、成丈は路割の通りに巡る、まして御幸の路筋ならずや、是何も心得ぬ下人の殿あつかひより出たる談なり、又美作路は播磨姫路より岐れ、三日月・佐用を経るを本街道とす、備前三石へ出るは迂路なり、余は太平記の信者なる頼山陽が姫路の詩を見て其疑を生じ、後に播磨龍野の人に、何となく播作の路を問ひしに、今の本街道は佐用を経れども、昔は備前に出しにやとて、児島高德の事を引きたり、俚諺に「凝ては思案に能はず」といふが如く、地理を熟知したる人さへ、太平記を信ずれば是非を顛倒す、かゝる書を読む故に、却て智識の邪魔をなし、研究の筋を妨げらるゝなり、

備後三郎高德の事を、世人の最も伝誦するは、美作院荘の行在にて桜樹題詩の綺語にあり、仮に是を事実となして論ずれば、太平記の文段に、前承〔さらば美作の杉坂こそ究竟の深山なれば、此にて待奉らんとて、三石山より直達すぢかひに、道もなき山の雲を凌て、杉阪へ付たりければ、主上ははや院の荘へ入せ給ひぬと申ける間力なく、是より散々になりけるが〕と書たり、然るに其時主上は、増鏡に〔十二日にかこつ宿におはします、中略妙法院宮は此川のひんがし東野のぐちまで参り給〕とあり、かこつ宿は今の加古川駅なり、加古川より姫路まで四里、又一里にて今宿の追分なれば、翌十三日今

宿より山陰道へかゝらせ給ひたるなり、此より船阪播備の界、まで十里餘あり、人を付置たらば其夜までには知を得べし、然らば十四日の朝案内知たる山越の捷路ちかみちを取れば、播作の界杉阪に出るは遅くも十五日昼比には着すべし、且御幸は甚緩かにて、今宿より廿餘里の処を四日程にて、十七日院莊に駐蹕ありたるに、其日に杉阪へ着したるは、船阪山にて十五日まで待わび、山陰道御通行と聞き、其は何日歟とも問はず、遽あはてて走出したるか、十三日に今宿御通行を知らながら、十五日より山越して、播作の界に待ならば狼狽うろうたぐなり、是をいかで事実といはん、次に「責ても此所存を上聞に達せばやと思ひける間微服潜行して時分を伺ひけれども、然るべき隙も無りければ」とは、微服潜行し院莊に参り、護衛厳めしき行在にいかで拜謁するを得べき、かゝる嘘談を伝ふ故に、世に警蹕を犯す狂漢も生ずるなり、次に「君の御座有御宿の庭に、大きな桜の木有けるを削りて、大文字に一句の詩をぞ書つけたり、天莫レ空レ勾踐レ、時非レ無レ范蠡レ、御警固の武士共、朝に是を見付て、何事を何なる者が書たるやらんとてよみ兼て、則上聞に達してけり、主上は聽て詩の心を御覺り有て、龍顔殊に御快く笑せ給へ共、武士共は敢て其來歴を知らざれば、思咎る事も無りけり、抑此詩の心は昔し異朝に呉越とて」と、勾踐范蠡の事を十四五葉も書立たれども、此故事は史記にも載す、紀伝学の行はるゝ五六百餘年、少し稽古ある京童も知ことなり、此時の供奉は、増鏡に「御供には内侍三位殿阿野准后大納言小宰相など、男には行房の中將忠頭少將ばかりつかまつる」とあり、又警固の武士は「六原よりの御をくりの武士、さならでも名あるつはものども、千葉介貞胤をはじめとして、おぼえことなるか

ぎり、十人えらびたてまつる」とあり、又「よどのわたりにて、むかし八幡の行幸ありし時、橋わたしの使なりし、佐々木の佐渡の判官といふ者、今は入道してけふの御をくりつかまつれるに、その世の事おぼしいでられて、いと忍びがたきに給はせける、「しるべする、道こそあらず、なりぬともよどのわたりは、わすれしもせず」と、又「廿一日雲清寺州にて、をやまの五郎とかやいふ武士ぞ、おなじ花をやるとて、少将」忠順とあれば太平記にも、三月八日、千葉介貞胤、小山の五郎左衛門、佐々木佐渡判官入道督、五百餘騎にて路次警固仕とあり、孰も勾踐范蠡の事などは知たらん、まして佐渡判官は京極導善なり、建武の雑訴決断所以来、高師直と共に幕府の政務を輔け、公卿方への往復は導善主として取扱たること、園太暦を見て知るべし、師直・仁木頼章・畠山国清・仁木義長・細川顕氏・清氏・足利高経・細川頼之の八執事交迭する間、政事に参与したる屈指の故実家なるに、是式のご事をさへ知らぬ青盲あきめくらと云は片腹いたし、前の匿名謎の譬を照顧すべし、此聯を行在の桜に書てあるならば、勾踐は主上をさしたるとは知れど、范蠡を地下の武士とは判ぜぬなり、万乗の君の首輔なれば、吉田定房・万里小路宣房・北畠親房三卿か、又は洞院公賢卿ならんなど、こそ判ずるならん、此時持明院に在ます花園上皇、笠置の変に因て院政を聞召し、定房卿は先帝御里の人なれども、名望高ければ、相替らず議定衆に列せらる、是には深意のあること、思ふは、隠岐より還幸の時、花園上皇に任用されたる公卿盡く官位を貶されしに、定房卿は破格を以て准大臣より内大臣に陞り、南狩後吉野に参り始終腹心となり輔佐せしにて知るべし、宣房卿も名望の高き故に、笠置の連累中に、特に宥免を蒙れり、親房卿は世良親王の薨去にて

剃髮隱居せり、是は殷の三仁に比すべき人々なるに、一己の狂愚を表せんと、一聯の詩は、三卿に嫌疑を及ぼし、北條氏より無実を羅織することあらば、肝を寒すべきことならずや、よしや其事なきも此聯を書たるは高德の所為なりと、後に誰人の保証したるや、演劇に暗闘の脚色は、必其際に一人行がゝりて、何か遺失の物を拾ひ、後日の証となる趣向なり、高德の匿名聯は暗より出て暗に入る全く証人もなき徒事にて、甚麁忽の挙なるを、画題に上せ、詩歌に詠じ、世の浮薄なる人を煽動する故に、内政を妨げ、或は外交を害する狂漢をも生ずるに至る、太平記の流毒なり、読書の仕方は様々なるものにて、戯作者も六国史を読み、左氏国策を読めども、是は只面白き文句を抄録しおき、類に觸れて少し趣をかへて、我作本に書綴り、固り條理も考へず、時日も合せず、距離も量らず、口拍子に饒舌の種を蓄へる迄なれば、歴史学とは別なり、近來歐洲の風と稱し、戯作流行し太平記は事實こそ誤りたる所もあらん、其文章は流石に文学に功ありなど、謂ふ人あれど、余の聞きしには、歐洲に於て文学と稱するは、記事文を主とし、清麗の筆にて人情世態を画き出したる著作を賞美す、徒に文句を修飾して自然を枉るを厭ひ、叙事の質朴にして正確なる條理ある者を名作と稱すと、さこそあるべきなり、自然を枉ず、正確なる條理と云鉄槌に当れば、是までの軍談小説は盡く微塵碎けるなり、いざ是より太平記嘘談の出処につきて、少し之を述べん、

前にも言へる如く、赤坂城灰中の骨は書紀山背王の故事に出つ、高德の桜樹題詩は、史記に孫臧孫子列伝樹を白く削り、龐涓死此樹下」と書して、万弩を伏て龐涓を自剄せしめたる故事の造替なり、

我友丹波の法貴発は、楠公の赤坂・千劍破守城の文段を周の韋孝寛玉壁城を守る戦記の摸写といへり、卷十二の大塔宮陳情表は、東鑑源義経腰越状の摸写なり、表末に三月五日左大臣殿と宛たれど、建武元年三月は宮なを兵部卿たり、鎌倉に流され給ひしは其十一月十五日なること元弘日記裏書に見ゆ、然れば此表は翌年三月の事なり、前左大臣は近衛基嗣にて伝奏に非ず、皇子より、父帝に、心情を通ずるには、女房文を用ひらるべし、女房文とは仮名文のことなり、堂上の内書は通例これを用ふ、史書墨宝第二集後村上帝の内勅二通を見て知べし、勅勘の皇子にも附添女房はあるべし、冤枉むじつを父帝へ仰越すに、制誥願文の様に、いかめしき四六文を博士めかして書綴り、表向き伝奏を経て奏聞するとは、全く朝家の作法を知らぬ者なり、其上に此表は鎌倉より差越されし者となりては、妄誕は掩ふに由なし、記者は四六文の得意と見えて、卷二十にも児島高德に託し、「新田義貞さらば牒状を山門へ送べしと宣へば、高德兼て心に草案をやしたりけん、則筆を執て之を書く」とて、長き四六文あれども、山門と牒合せし男山の援兵は、脇屋義助越前敦賀より山城男山の炎上を眺めて軍を返し、夢中に影を捉ふが如し、是も記者文章の手際を見せるまでのことなり、

卷十三の藤房卿天馬の諫は、漢書の爰盎伝に穆天子伝を取交せて結構したること、其文中にも略知れたり、此段と前卷公家一統政道の一段は、後醍醐帝の阿野准后に蠱惑され給ひて、建武の中興壞れたるを誹誘したれども、一も事實に合はず、先以て恩賞の上卿とは何ぞ、よし上卿の立ならば、重大の任なり節会除目の常儀さへ大納言より上卿となるに、此大任を洞院実世、次に藤房、次に九

條光経ど、中納言に命ぜらるゝは殊に聞へぬことなり、内大臣吉田定房、実世の父公賢、藤房の父実房、皆雜訴決断所に列して、恩賞を取沙汰せらるゝ、いかで一人の上卿に委せらるゝことあらん是れ全く朝典を知らぬ者なり、然るを世には其妄言を信じて、国史に於て大節目たる世局の變化は、是を以て論断する人多し、実に史海の妖雲魔霧と謂べし、心を澄して、神皇正統記に、尊氏參議三位陸進を論じたる処を讀まば、妖魔は消て、日月の光を見るべし、其は當時の名臣北畠准后親房卿の親筆なり、疑ひもなき実録にて、世に刊本數種あれば、文甚長き故に此に挙げず、取て一再熟誦すべし、又建武年間記を参考しても知れるべし、天馬の諫は漢人の謂ふ当面搶向の劇論にて、絶へて我公家の語氣に非ず、雲上の態度は高尚優雅にて、天子も公卿には何卿何朝臣と仰られ、撰闕大臣方の論議は、加様にもあるべき歟、短慮の及ぶ所ならず、才学の人に評議を盡されたしなど、仰せらるゝなり、されば仮名文の語遣ひは、にてもやあらん、あらまほしなど、断言せぬが高貴の人の風品なり、彼天馬の諫の如く、列座の人々を居丈高に罵ることは、堂上の人々に教へてもできぬことなり、史学は殊に風俗世態に注意し、其時代其人の思想になりて講究すべきものなり、かゝる行儀作法を心得たる上にて、天馬の諫を一讀したらば、是を以て藤房の世に称譽されたるは、却て其人に取りて恥辱なりと赤面するならん、

卷十三北山殿謀叛の事と題し、「西の京より番匠あまた召寄て、俄に湯殿をぞ作られける、其拳あがり場に板を一間、踏ば落る様に構へて、其下に刀の簇ひしを植られたり、是は主上御遊の為に臨幸成たら

んずる時、花清宮の温泉なごろに准へて、浴室の宴を勤申て、君を其下へ陥入奉らん為の企なり、加様に

様々の謀を定め兵を調て、北山の紅葉御覽の為に臨幸成候へと申されければ」とあるは、日本書

紀卷三神武天皇に「時兄猯不來、弟猯即詣至、因拜軍門而告之曰、臣兄猯之為逆狀也、聞天孫

且到、即起丘將襲、望見皇師之威、懼不敢敵、乃潜伏其兵、權作新宮、而殿内施機、欲

因請饗以作難、願知此詐善為之備、中略兄猯獲罪於天、事無所辭、乃自蹈機而压死、時陳

其屍而斬之、流血没踝、故号其地曰菟田血原」とある、菟田血原の故事の作り替なり、西園

寺家は鎌倉の御用取次にて、持明院方にも、大覚寺方にも、代々外戚の嫻親ある格別の家柄なれ

ば、かゝる惨虐の企あるべきに非ず、建武二年六月記匡遠宿禰の記なるべし、只此一月の巻伝はる。に、「十九日、一昨夜十七日

武士多馳、持明院殿被奉、院於齋極院云云、子細不審、尤可尋記也、後聞師殿二條師基、

將六條宰相中将なるべし、千種忠顕なり。等参之、申成御幸之勅使也云云、廿二日今日西園寺大納言公宗公卿日野中

納言入道資名卿父子三人被召置云云、各武士相向云云、以外事歟、又於建仁寺前召捕隱謀輩

畢、正成師直相向云云、於所々猶可召捕云云、廿六日宣旨、權大納言藤原朝臣公宗、左近衛權

中将藤原朝臣俊季、左衛門權佐藤原朝臣氏光、文衡法師、散位中原朝臣清景等、奉太上天皇光嚴帝、旨、

謀危国家、宜仰明法博士等、令勘申所当罪名、藏人右少辨藤原範国奉、資名法師乍知子

息氏光陰謀、与同意不告官司、宜仰以下同文とある、是西園寺公宗謀叛の实事にて、六月初めなり、

北山紅葉御覽とは季節違へり、以て浴室刀簇の事は嘘談なるを知るべし、其陰謀は何事なるや明か

ならざれども、奉太上天皇旨とあれば、花園帝讓位より十七年を経ても、天皇は讓位の思召なく、夫のみならず太子を伏見の統よりは立られず、永く皇統を御子孫に伝へんと計はるゝを、持明院方に於ては無念に思召さるれば、太上天皇の旨とは、公宗其旨を承て陰に廢立を謀りたるならん、大覺寺方には不忠なれど、持明院方には忠臣なり、是は後深草龜山兩帝以来の争論にて、終に南北朝の分立するに至りし、其是非は容易に判決すべきに非ず、日本史の考証は此に至らず、太平記を信じて、公宗の殘虐なる陰謀を憎むの餘り、神皇正統記に嵯峨帝以来朝臣の死刑を停められしに、公宗等の死罪は過ぎたりとの論を咎め、「以當時之名臣、猶且如此」と誹りたり、太平記の筆に任せて嘘談を造^{こしら}えたるが為めに、名臣賢將の世に恥辱を受け、罪責を得たること、藤房親房には限らざるなり、新田義貞菊池武時は罪を神明仏陀に得たり序に是をも辨ぜん、

卷十六の本間孫四郎和田崎の遠矢は、平家物語の那須餘一扇的の造替なることは、誰も心付ならん、又卷十七の山門攻に、本間孫四郎相馬四郎左衛門兩人、熊野八莊司と松尾坂に戦ひ、味方の兵二町計隔りたる向尾に陣取たるに向ひて、「何にても的に立させ給へと云ければ、是を遊ばし候へとて、皆紅の扇に月出したるを矢に挟みて、遠的場立にぞ立たりける、本間は前に立、相馬後に立、月を射ば天の恐も有ぬべし、両方の外を射んとするぞと約束して、本間礪と射れば、相馬も礪と射矢所約束に違はず、中なる月をぞ残しける、中後なる寄手廿万騎、誰追としもなければども、我先にとふためきて本陣へ引返す」とあるは、那須語りの造替なり、狂言綺語とはいへど、距離も遠近も

頓着なき饒舌しやべりなり、松尾坂の尾崎に廿万はさて置いて、二三千の兵も入乱れたらば、互に踏合ひ雑沓すべし、又和田岬の遠矢は、三人張の弓にて、六町餘即四百間の遠距離を射たりといひて、松尾坂の扇的は、五人張の弓にて、二町餘の遠的場に扇を射たりと云は、強弱倒まなり、又熊野勢は後に控へたる敵なれば、更に二町餘も隔りたるべし、總て物形は距離の遠くなるに従ひて次第に小さく見るは、一定の寸法あり、理学・画学・眼科医等は精く暗記するなり、千尺以上も隔りたる扇面の月をば、いかで見分らるゝべきや、箇様の嘘談を聞慣れば、いつか画家の画題にも上りて、遠近法を失ふべし、故に之を論辨しおくも無益には非ざらんか、同卷義貞軍の事の條に、「義貞坂本を打出し時、先皇居に参て、天下の落居は聖運に任候へば、心とする處に候はず」とは、甚しき無責任の言なり、「何様今度の軍に於ては、貧氏籠て候東寺の中へ矢一つ射入候は、は歸參るまじきにて候と申出たり」とは、如何なること挙動をなすと思へば、「其詞に違へず、敵を一的場の内に攻寄たれば、今はかうと大に悦て、旗の陰に馬を打居、城を睨、弓杖に把て高らかに宣ひけるは、天下の乱休事無して、罪なき人民身を安くせざる事年久し、実は只七ヶ月是国主兩統の御争とは申ながら、只義貞と尊氏卿との所にあり、纔に一身の大功を立ん為に、多くの人を苦めんより、独身にして戦を決せんと思ふ故に、義貞自ら此軍門に罷向て候也、それかあらぬか矢一つ受て知給へとて」とは、史記項羽本紀に「項王謂漢王曰天下匈匈數歲者、徒以吾兩人一耳、願与漢王挑戰決雌雄、毋徒苦天下之民父子為上也」の文を、其儘に仮名文となしたるなり、其次に「二人張に十三束二伏飽

迄堅て引絞り、弦音高く切て放つ、其矢二重に搔たる高櫓の上を越て、將軍の座し給へる帷幕の中を、本堂の良の柱に一動ゆつて沓巻過てぞ立たりける」とは、史記前文の続きに、漢王數羽十罪、項王伏弩、射中漢王とあるを造替たるなり、本間の遠矢は只距離を誤るまでなれど、此は二重櫓の外より言をかけ、暗に射たる矢が、本堂の柱に中りたるとは、演劇に爲ても批難の入るべき拙作なり、是を義貞が天下の落居を度外に放棄して射入たる矢なりとは、抱腹して笑べきことならずや、此時の東寺は、梅松論に「將軍は東寺を城郷に構へ、皇居として警固申され」とあり、御所は灌頂堂なり、大乘院日記目錄に、「尊氏以三千手堂為陣所」とあり本堂を陣所となすべき埋なし、東寺は弘法大師の建立にて、仏教の總本山とも謂べき、最高の寺なり、一條帝の時炎上したれども西院のみは残り、此には御影堂とて、弘法の像ありしに、此後四十四年を経て、南朝の天康曆元年授五年の失火にて焼失したり、今に東寺は真言宗の法務を總轄する貴寺ならずや、敬神崇仏は王政の根本にて、貞永式目も最初に掲げ、天子の御崇敬嚴重なることは、諸書を閲覽して知るべし、其最高貴寺の本堂へ暗に矢一つ射入るを、義貞が生涯の本志と書立たるをば、実事と受るは餘りのことならずや、是は畢竟強て漢の劉項の争ひを義貞尊氏に拵へかへんとする所より、事体を失ひ、法度を破りて、義貞に神仏を慢り即朝憲を蔑如する汚名を蒙らしむるに至たり、最早其妄は辨ぜずとも明かなれば、是より菊池武時へ汚名を蒙らせたることを辨せん、

卷十一筑紫合戦の題に、「菊池入道櫛田の宮の前を打過ける時、軍の凶おや示されけん、又乗打に

したりけるをや御尤メ有けん、菊池が乗たる馬俄に直みて、一足も前へ進得ず、入道大に腹を立て、如何成神にてもおはせよ、寂阿が戦場に向はんずる道にて、乗打を尤メ給べき様やある、其義ならば矢一つ進ぜん、御覽ぜよとて、上差の鏑を拔出し、神殿の扉を二矢迄も射たりける」とは、神を慢る大無法者なり、然るに「矢を放つと均しく、馬の進み直りにければ、さてよとあざ笑て則打通りける、其後社壇を見ければ、二丈計成大蛇、菊池が鏑に当て死たりける」とは、榊田宮も妖怪の窟にてありき、余少年の比まで、世の敬神の風猶厚く、大名は猶更神社の扉に弓彎などの思想は夢にもなきことなるに、南北朝の比は斯く麤暴にてありしやと、甚此談を怪しみ、其比より実説に非じと思ひしに、往年加賀前田侯所蔵の博多日記一名正慶乱離志を読むに、「正慶二年三月十三日寅時、博多中ニ所々付レ火焼払、寂阿菊池武時筑州小貳貞江州大夫貞二立使者申云、宣旨イノキ使ニ罷向候、恣可レ有ニ御向ヒ之由觸回ル、中略菊池ハ捧錦旗、松原口辻堂ヨリ御所ニ押寄ル之処、辻堂ノ在家ニ火付タル間、不レ及ニ押寄ニシテ、早良小路ヲ下リニヲメイテ、懸ル宣旨ヲノ御使也、人々參テ可付著到之由ノ、シリテ、榊田浜口ニ打出、錦旗一流、菊池旗、并一門等アマタ捧テヒカヘタリ、中略武蔵四郎殿武田八郎殿以下、焼失ハ菊池ガ所行トテ、相向ニ息イキノ浜菊池之宿ノ之処、早ク菊池打出タル間、息浜ノスサキヨリ回テ、榊田浜口ニ菊池引ヒカヘタル所ニ追懸タリ、即及ニ合戦」とあり、是菊池と探題方と戦ひの实况なり、後文に「今度合戦ニ不思議事アリ、炎御所ニ懸リ、既アブナク見ケル所ニ、御所中ニ光物出来、烟中ニ白鳩ニ飛来ト見ケル程ニ、本ノ風は西風ニテアリケルガ、ニワカニコチ風ニ吹ナリ

テ、御所不_レ焼、前文の辻堂在家に火付たる事に当る、菊池^ガ旗サシ錦旗ヲウチステ顛_レ畢、菊池モ旗指ヲ失テ仰天ス、其上自_二櫛田浜口_一打_三入櫛田宮_一、此ハ御所カト云テ二三反宮ヲ打回、即人二人打コロス、サテ御所ニハ大手ハ寄タルカト、人ヲ以テミセケレバ、使立返ラザル事モ候ハズト申ケレバ、腹ヲ立テ御所ニ押寄り、神罰ヲ蒙ルカト披露アリ」とあり、されば武時の手筈相違し、遽^{アハテ}テ浜手より櫛田社の境内を探題館と思違ひて、人を斬たる其血穢にて、神罰を受けて討死したりと、世に評判したるなり、當時神明を畏敬する此の如し、記者は其世評を耳^{キ、カシ}食^{アリトホシ}り蟻通明神の故事を、大蛇の昔話しに取加へて、此文段を構造し、武時を無法者、櫛田社を妖蛇の窟となしたるなり、余先年博多に至り、地理を訪ねしに、息浜は博多の西三里、姪浜駅より続き、西なる海岸を、生^{イキサ}松原と称し、軟^{マサコ}沙^{アガ}に根上^{アガ}り松を生して、三韓より寄来る浪風に鬣を刷ふ、絶景の勝地なり、櫛田浜は今福岡の北なるべし、此はおひくく遠浅となり、福岡築城の時に、広く新地を埋立たること、石城志にくわし、城西の犬の馬場に武時の首塚あり、其西に屍塚もあり、博多日記に〔サテ御所ニ押寄及_二合戦_一、菊池入道^{武時}を云、子息三郎二人ハ犬射馬場ニテ被_レ討〕又〔即菊池入道・子息三郎寂阿・舎弟覚勝以下若党等頸、被_レ懸_二犬射馬場_一〕とあり、犬の馬場は即犬射馬場の訛りにて、屍塚は其時屍を取り棄たる所なるべし、櫛田宮は那珂川の東岸なる博多市中の小高き岡の上において、川西を春日村とす、是後世に移して造る社なり、余は其櫛田社に詣で、神主等に博多日記のことを話せしに、神主及び博多福岡の土庶みな其書を得んと懇望する故に、帰京の後に写して、莊村に住する長野誠と云八旬の老人まで送り

しに、市中協議して神庫に納めたりと文通ありき、博多日記は東福寺領肥前国彼杵莊田地目録の裏に書たる当時の実録なり、此書出で、櫛田社の妖蛇の窟と云穢れを清めて、菊池武時慢神の汚名をも洗へり、此は余も力あるに与かると自信するなり、

太平記は和漢の史籍を種としたりといへば、猶典雅に聞ゆれど、中には落^シ咄^トも雜りて浮薄を極めたるものなり、卷五大塔宮熊野の段に、「笠置城落て主上囚れさせ給と聞へしかば、中一乘院の候人按察使法眼好專五百餘騎を卒て、未明に般若寺へ寄たる時に、大塔宮は云云、若やと隠れて見ばやと思召返して、仏殿の方を御覽するに、人の讀かけて置たる大般若經の唐櫃三つあり、二つの櫃は未だ蓋を明ず、一つの櫃は御經を半過取出して、蓋をもせざりけり、此蓋を開きたる櫃の中へ、御身を縮て臥せ給ひ、其上に御經を引被て、隱形の呪を心の中に唱へてぞをはしける」とあるにて、己に真しからぬ事とは知れたれども、如何なる趣向に落しつるやと讀下れば、「蓋したる櫃二つを開て、御經を取出し、底を翻して見けれ共、おはせず、蓋開たる櫃は見る迄もなしとて、兵みな寺中を出去ぬ」とは、いよく事實にあらず、蓋の開たる櫃こそ怪し、真先に見るべし、「頓て前に兵の捜し見たりつる櫃に入替^シせ給てぞおはしける、案の如く兵共又仏殿に立歸り、前に蓋の開たるを見ざりつるが覚束なしとて、御經をみな打移して見けるが、からくと打笑ふて、大般若の櫃の中を能く搜したれば、大塔宮は居らせ給はで、大唐の玄奘三藏こそ坐しけれと、戯ければ、兵皆一同に笑て門外へぞ出にける」と、是が咄の落なり、大般若經は六百卷にて、折本も、軸物も、大さは略

定りありて、百卷一函に蔵むるが通例なり、人の隠るべき大きに非ず、記者因て二百卷の櫃となしたれども、猶丁年の人を容るゝ大櫃はなさぬものなり、去年の冬比かと覚ゆ、先年川田博士般若寺に至りて、其函を見たり、人の隠るべき大きに非ず、此文は隱形の呪を御心の中に唱へてとあるを、後文の「是偏に摩利支天の冥応、又は十六善神の擁護による命なり」とあるに照応したるが精神の如と、読売新聞に見えたり、何しに然らん、是は只大塔宮大唐玄奘三蔵の落なること明かなり、且其時御附の者は一人もなかりしや、慶応以前の藩士は実歴あることなり、大小藩を問はず君侯又は公子、危難の際に一人の従者なきは、家中の大辱なりき、況して万乗の君の御子なり、附添の青侍も有べし、法親王には僧侶も従ふべし、又必ず公卿方も附従はるゝべきなり、皇子の御危難に一人も従ふものなしとは、浅間敷ことなるに、誰も心付かざる歟、此事を外国に伝へて日本の皇室をかゝるものと思はれては、此上なき国辱なり、其後吉野落の段となり、光琳坊玄尊・赤松則祐等九人か十餘人か諸本一ならず、従ひたり、此者共は般若寺にては如何したるにや、固り事実には非ること明白なれば此従者の名も杜撰なること明けし、明年大塔宮の吉野に起る時に、令旨を奉行したる四條隆貞は、高野宝間 集に見ゆ、四條中納言隆資卿の二男にて、卿は其年四十歳なれば、隆貞は十七八歳なるべし、南朝に於て佐命の元勳は、吉田定房・北畠親房・四條隆資三人を首とす、笠置の変に隆資一人のみ囚に就かずして、翌年其幼子令旨を奉行して義兵を募るは、必定此挙の籌略は隆資卿に出たるなり、然るに大塔宮従者中に隆貞なし、又隆資もなく、僧徒武士輩のみなるは、是源義経の北国落を模写して出た

らめに書立たる名なり、されば吉野落の記事も盡く、嘘談なること推て知るべし、抑筭置の変は如何なる時ぞ、天子は囚はれ給ひ、大塔宮・四條隆資等身を潜め、胆を嘗て、再拳を謀りし苦心の跡は一字も金玉にて、史学家は涙と共に講ずる際に於て、太平記の記者は興あり氣に、落咄の種となすとは、露程も義理を辨へぬものなり、

洞院公定の日記に、太平記の作者児島法師を「雖卑賤之器、有_二名匠之誉_一」と評されたり、名匠なるは知らず、卑賤の器なるは疑ひなし、夫れ辻坊主の木魚を叩て時政を誇り、落咄家の仮声コハイロを使ひて名臣を侮弄するとして、憤怒するも大人氣なけれども、正中の変に日野資朝、笠置の変に日野俊基、天下の罪を一身に引受けて誅せられ、続て大塔宮四條隆資恢復の兵を拳らるゝはみな秘密に秘密を加へたる謀に成れば、世に事実も伝はらず、因て記者筆を弄して落咄をなすとは、餘りの悪戯なり、正中の変には、前年十一月、資朝檢非違使別当を罷て関東へ使を奉ずること、公卿補任に見ゆ、其事を増鏡に「すぎしころ、資朝も山伏のまねして、柿の衣にあやは笠といふ物きて、あづまのかたへ忍びてくだられしは、すこしはあやしかりし事也、はやうかゝる事どもにつけて、あなたさまにも宣旨をうくるものゝありけるめり、俊基紀伊国へゆあみにくだるなどいひなして、ゐ中ありきしけるも、いまぞみな人思あはせける」とあり、是資朝俊基の微行して、土岐・多治見・楠木・足助の徒をかたらひたる痕跡なるを、記者は風聞し、俊基楞嚴院を慢嚴院と読み、諸卿・相の字は偏に付ても傍に付てももくと読べしと云しと落咄をなし、筆を趁て無礼講文礼講の落咄を始め、無

礼講を形容して、花山院・師賢・四條隆資・洞院実世・日野俊基・僧游雅・玄基等、土岐多治見足助の諸武士と、「烏帽子を脱て髻を放ち、法師は衣をきず白衣になり」と云までにては事足らぬ故に「年十七八なる女の、盼かたち優に、膚ことに清らかなるを、二十餘人スベシの単計をきせて酌を取せければ、雪の膚すき透りて、太掖の芙蓉新に水を出たるに異ならず」とは、さながら仏国パリ巴里の淫窩に、レースを衣て店に聯なる娼兒の如く、裸体婦人を連ねたる猥醜は一読し巻を掩はしむ、次に文礼を形容し、「才学無雙の玄慧法師を請じて、昌黎文集の談義をぞ行はせける云云、会合の毎日に、席に臨て玄を談じ理をひらく、彼文集の中に昌黎潮洲に赴くと云長篇有、此所に至て談義をきく人、是みな不吉の書なり、孫呉韜略などこそ然るべき当用の文なれとて、昌黎文集の談義を止てげり」とて、唐の小説韓昌黎が猶子韓湘に逢ひ、雲横三秦嶺一家何在、雪擁三藍関一馬不レ前の聯を得ることを説立たり、試に思へ、昌黎文集を講ずる数会にて、潮州左遷の長律本文の長篇とは、長律の誤なり、に及ぶとは、詩賦より次第に講じたるなり、詩文家さへ解し難き昌黎の五七言古詩を、多治見・土岐等の武士は欠伸を忍びて聞き、長律の面白き小説に至り、止めて文礼を武談に改めんと云は、顛末の合はぬ咄なり、蓋し記者昌黎文集を見たることはなく、只唐の小説を種として、此文段を構造し、無礼文礼の落咄をなしたるまでにて、固り事実非ず、回顧すれば三十餘年前、尊王撰夷の論盛んに京師の公卿は貴きを屈して藩士書生に交り、卑礼厚幣賢者を招く、故事に由られしかば、此無礼講てふ語は書生の口実となり、余其比江戸に遊学したりしに、兼てさへ蓬髮弊袴の書生、行儀作法を

末節と厭ひて改革を喜ぶ時なれば、無礼講とて麤忽に麤忽を加へ、猥褻を憚からぬ風となり、明治の新政となるに及んで、其習慣は礼法を破壊し、浴衣兵児帯にて腕をまくりて宴席に列し、野蠻の域に陥あり、其風は今も猶熄まず、此無礼講でふ語を士君子の林より拔去するに至らぬまでは、文明に妨害をなすなり、是を太平記落咄の流毒と論ずるは、決して過論にあらず、

艶藻を以て婦人の情態を写すは、殊に文芸の美術にて、楽而不淫、哀而不傷の度を失はざるを要す、源氏・伊勢物語の類、比興を寄ること婉変優美にして、国文の精華と尚びらるゝさへ、後光明帝は誨淫の書と仰せられき、況して太平記は卑賤の器なり、凡下男女の意に中んと、婦人の事を取加へて、空に構へて書綴りたる処は、輕挑浮薄を極めたり、其種に用ひられし人々こそ気の毒なれど、此には一々に辨ずる違あらず、只新田義貞の汚辱を洗はん、卷十安東入道自害の題に、安東左衛門入道聖秀は義貞妻の伯父なり、此の事真なるや詳ならず、北條屋形の焼址に自害せんとする時、「新田殿の北台の御使とて、薄様に書たる文を捧げたれば、聖秀色を損じ、中略事急なるに臨て降人に出るは、豈恥知たる者と思はんや、女心にて箇様の事を云るゝ共、義貞制せらるゝべし、又義貞敵の志を謀らん為め宣ふ共、北の方は堅辞せらるべし、只似るを友とするうたてさ、子孫の為に憑まれずと、彼使の見る前にて、其文を刀に拳り加へて、腹搔切てぞ失給ひける」とあり、仮に是を事実とすれば、義貞の鎌倉征伐には妻を携へ、夫婦申合せ、舅に文を贈りて降を勧め、舅より夫婦揃ふて恥知らずと罵れたるは、名将の醜態ならずや、是も亦落咄に同じ、今の世話狂言古手屋八郎兵衛の藍本にて、

文を刀に拳らせ、切腹さするまでの趣向なり、卷十六西国蜂起官軍進発の題に、「去程に將軍筑紫へ没落し給し刻、四国西国の朝敵共気を損じ度を失て、或は山林に隠れ、或は所縁を尋て、新田殿の御教書を給はらん人はなかりけり」とは、兵庫に残りたる軍兵のことなり、諸国の武家党は依然蜂起したること、梅松論にても知れ、又本論の始めにも 第十七号
卅丁に出、略いへり、次に「此時若義貞早速に下向せられたらましかば、一人も降参せぬ者は有まじかりしを、其比天下第一の美人と聞へし勾当内侍を内裏より給たりけるに、暫しが程も別を悲て、三月の末迄、西国下の事延引せられけるこそ、誠に傾国の験なれ」と、出放題に嘘談を吹たるを、是まで世には真に受けて、当時の興廢を勾当内侍にかけて論ずるもの多し、さりとは思懸なき濡衣なり、義貞西国進発の月日は証を得ざれども、梅松論に「將軍宰府に、三月三日より、四月三日まで、御座ありし時分、播磨より赤松馳申て云、新田金吾大将として、多勢を以て当城に向ひて陣を取、中
略兵糧無用意の間、君御帰洛御延引あらば堪忍せしめがたし、御進発を急かるべし、又備前の国三石の大将尾張親衛斯波義將
の兄氏頼、同申て云、新田脇屋大将としてむかふ間、兵糧用意なきよし赤松と同申」とあるにて、三月末まで義貞西国下向の延引せざりしことは明白したり、近代まで大早打は中国路五日着と称したり、此時尊氏は四月三日に其早打を得て直に発足したるに非ず、赤松尾張も新田の兵を見て直に早打を立たるに非ず、又義貞京都より赤松城に至るにも五日計はかゝるべし、其間を極迫切に十五日としても、三月十八九日比は義貞京都を進発したるなり、更に諸文書を参考すれば、赤松三石の城攻は其十八九日より早からんと

思はる、肥前武雄社文書に、「将軍家御上洛料馬鞍并弓・征矢・楯・歩武者事・御教書如レ此、早任下被二仰下上之旨略、建武三年三月廿日、沙弥遍、雄判」と觸れ、宇都宮文書肥後熊本 佐田氏藏に、「新田右衛門佐義貞与党誅伐事、所レ被レ下二院宣二也仍、今月廿八日、可二上洛一也、発向之時可レ抽三軍忠二之状如件、建武三年三月廿六日尊氏判」と觸たり、遽に発向の日を二十八日と定めたるは、彼赤松三石の早打到着したる故ならん、然らば義貞の京都を発足したるは十日比なり、前にも略いへるが如く、太平記は自然に順ひ正確の條理による学識とはなく、時日も距離も一向に頓着せず、自家撞著も顧みず饒舌シヤベるなり、此にても前には一人も降参せぬ者は有まじかりしと最、容易にいひ、僅一月の間に、丹波に仁木、播磨に赤松、備前に石橋、備中備後芸防長は申に及ばず、四国九州添く尊氏に付では叶まじかりければと、手掌ノウツテを返すが如く最、六ヶ敷いふを、世の考なき人は雷同して、義貞は勾当内侍に現をぬかして、大事を誤りたりと罵れども、是記者が、自家撞着の妄言のみ、梅松論を見れば、尊氏は兵庫を発船し室ムロに泊り、再輶トキに上陸し、山陽南海の諸国へ一族を派遣して、与同を募り、京軍を遮る手配をなしたり、義貞西国下向の延引に非ざることは前に辨ずるが如し、猶旧聞に蔽はれたる人は、兵庫の戦より直に追打したらばとも酷論せん歟、平心に考ふべし、尊氏の謀叛を決せしは前年十一月二日なり、神皇正統記に、「十一月十日あまりにや、義貞を追討すべきよし奏状ウケテマツを奉る、すなはち討手のぼりければ」とあれば、其二十日以前に義貞は征東に打立ち、三河より戦を始め、十二月十二日箱根口にて敗れ、東海道を引返し、京都防禦の手配をなす程もなく、晦日には尊氏近江の戦を

始め、正月中は京都大合戦にて、晦日に尊氏遂に敗れて丹波路より逃たるを、二月朔日より義貞追ふて、打出手浜に決戦し、十三日尊氏西国へ落るまで、四ヶ月の間は、義貞甲冑に蟻虱を生ずと言ふ程に疲勞を忘れ東西大返しの大戦は古今未曾有の局面なり、かくて歸洛したるは十七八日比かと思はる、十九日の吉川文書に左中將とあれば、其恩賞に陞任したるならん、此間十日や十五日は兵卒をも休めざるべからず、尊氏三月一日多々良浜に打勝ち、揉に揉んで上らんとするも、漸く翌四月三日に幸府を發足したるに、義貞は二十日を経ぬ間に再播磨へ發足したり、其支度間に美人を侍らしめ慰勞の宴をなしたるとも、少しも咎むべきに非ず、不幸にも記者より綺語の種に用ひられ風なきに波瀾を起されたること、苟眼目のある人ならば看破すべし、抑後醍醐帝は天下の美人を一人ならず、二人も三人も厲階になりたるとは餘りの事なり、一人は阿野准后なり、已に前に辨ぜり、二人は勾当内侍と弘徽殿の西台なり、此二美人、一は義貞に賜はりて国を誤り、一は塩谷高貞に賜はりて家を滅ぼす、畏くも天子の失徳をあらはし、名将雄士の痕瘡を遺す、之を考証すれば迹形もなき空談にて、只平家物語の源三位頼政に菖蒲前を賜はりたるを、再三摸擬したる文段に過ぎず、記者は義貞に怨もありて、かゝる醜態の種に用ひたるにや、戯作者の浮薄にして思慮なき、金輪際まで此の如し、かゝる書を読めば人心を腐敗せしむ、實は益なきのみに非ざるなり、因みに弘徽殿西台の事に及ぼして、吉田兼好を譏毀したることを辨すべし、

卷二十一に塩冶判官讒死の事と題して、高師直の恋の物狂を演じたるは、此書中の艶藻を極めた

る文にて、猥褻も亦極度に達したるものなり、抑曆応四年、興國二年、塩冶高貞陰謀露頭して山名時氏に討れ、一族京極導誉雲隱守護となり、時氏伯因守護となりしは、此両家室町府の権要に当る濫觴にて、深き子細あるべきも、事実詳ならず、因て記者は虚誕の種となししに、後又仮名手本忠臣蔵これに仮託したれば、今は女童までも口ずさむ俚談となりたれども、固り史学の料にならぬことは誰も知りたるなるべし、記の文段は、師直違例の折節、真都覚一檢校の二人連平家に源三位頼政鷲を射て今夜の勸賞に菖蒲前を賜はりたる條を歌しに、師直菖蒲程の傾城には、国の十箇国所領の二十箇なり共替て社給らめと云けるに、侍従といふ女房打笑で、菖蒲誠に世に勝れたらば、頼政引兼候はじ、是程の女房にだにさ仰候はゞ、先帝の御外戚早田宮フサタの御女、弘徽殿の西の台などを御覽ぜられては、日本唐天竺にも替させ給はんずるやと戯たるを起りとす、是かの平家に摸擬して構造したる痕跡なり、此に弘徽殿西台の盼貌ミクモを花に喩へて書綴りたる手際よし、次に「師直目もなく打笑みて、其宮は何処に、御年は何程ぞと問たるに、侍従近比は御年盛過させ給ひぬらんと想像進て有しに、一日物詣の歸るさに參て見奉りしが、古の春待遠に有し若木の花よりも猶色深く、匂ありて云云、目もあやに覚候、出雲の塩冶判官に先帝より下され、賤き田舎の御栖に御身を捨させ給めれば、見奉るも悲しく杜侍りつれとそ語りけれ」とあり、血性の師直が淫行は隠れなき事なれども、宮家の御女を武家へ下さることは有べからず、其を武家の執権たる師直が知らず、先帝の吉野入よりも五年まで過たるに、同じ京都の邸に在ながら、高貞の妻は絶世の美人なることも知らぬこ

とあるべきや、既に虚構の談なるは明白なり、「師直近く寄て、詮なき御物語に違例は頓て直たる心地ながら、又あらぬ病の付たる身に成て候ぞや、此女房いかにもして我に御媒候てたばせ給へど語ける」と、餘り早き恋慕なり、是は後に其裸体を見せて絶倒させんと、聞恋に書たるにて、自然を失へり、「侍従恐しければ、彼女房の方に行向ひ、様々書くどき聞ゆれども、殊の外なる事哉と計打詫て、少しも言寄べき言葉なし、武蔵守いと心を空に成て、文を遣りて見ばや迎、兼好と云ける能書の遁世者を呼寄て、紅葉重の薄葉の、手も、ゆる計にこがれたる言葉を盡してぞ聞へける、使歸りて御文をば手に取ながら、開てだに見給はず、庭に捨られたるを、人目に懸じと懐に入れ歸りて候と語りければ、師直大に氣を損じて、いや／＼物の用に立ぬ物は手書なり、今日より其兼好法師是へよすべからずとぞ忿りける、所に薬師寺次郎左衛門公義用事有て差出たり、今一度御文を遣はされて御覽候へとて、代て文を書けるが中々言はなくて「返すさへ、手や觸けんと思ふにぞ、我文ながら打も置れず」、と押返して媒此文を持行たるに、女房歌を見て顔打あかめ、袖に入て立けるを媒御返事はいかにと申ければ、重きが上の小夜衣と計云捨て、内へ紛れ入ぬ、使急歸りて斯と語るに、師直嬉しげに打案じて、薬師寺を呼寄、此女房の返事は小袖を調べて送れとにや、何と云心ぞと問ければ、公義いや是は新古今の十戒の歌に、「さなきだに、重が上のさよ衣、我妻ながら、妻な重そ」と云歌の心を以て、人目計を憚り候物と社候へと釈しけるが、師直大に悦び、御辺は弓箭の道のみならず、歌道にさへ無雙の達者なりと、金作りの円鞘の太刀一振、手づから取出し

て引れけれ、兼好が不祥、公義が高運、栄枯一時地を易たり」と、此かへすさへの歌は、薬師寺が元可法師集公義の法号に載て、「ある人たびく文をつかはしけれども、むなくもとの文のみかへし侍ける女のもとへ、又文をやるとて歌よめと申侍りしに」と前書あり、記者此歌を聞伝へ、能因法師十戒の歌を取加へて、構造したる文段なり、公家は武家の人々をば、武骨の夷とさげしまるれども、源平の比より京都市育ちの武士は随分文芸にも心を寄せ、室町家となりては、京都住居なれば、尊氏兄弟・師直・上杉重能など、音楽歌道にも達したる人人にて、其養成したる室町武士の風儀は、柏崎の謡に「此烏帽子直垂の主は、万何事に付ても闇からず、弓は三物とやらんを射そるへ、歌連歌の道も達者なりし上、又酒盛などの折節は、いで人に乱舞まふて見せんとて、鎧直垂取出し、衣紋うつくしくまなびて、手拍子人にはやさせ、扇子おつ取なるは瀧の水」とあるにて知るべし、師直は能因の十戒の歌さへ知らぬ文盲人に非ず、固り実事にはあらねど、此文段は全篇中の出来なるべし、しかし己に楽淫哀傷の度は失ひたり、平家物語などならば此にて止むべきに、此本の卑賤の器なるは、更に一層を進めて、師直物狂の醜態を書き出し、「師直此返事を聞しより、侍従を喚て、或時は目を嗔らして云威し、或時は顔を低て云恨ける程に、侍従局も持扱て師直に此女房の湯より揚て徒顔ならんと見せて、疎ウツせばやと思ひ、暫御侍候へ、先其様を見参せ候はんと慰め、北の台の方に中居する女童に約束したりければ、今夜社御留主にて、御台は御湯引せ給候とぞ告たり、侍従右と師直に申せば、頓て侍従を知べにて、塩冶が館へ忍入、二間なる所に身を側て、垣の隙より窺へ

ば、此女房湯より揚りけるよと覺て、紅梅色タケ殊なるに、氷の如くなる練貫ネリスキの小袖のしほくとあるをかい取て、濡髪之行末長く懸りたるを、袖の下に薰すさめる虚だき烟匂ふ計に残て、其人は何処にか有らんと、心たどく敷成ぬれば、巫女廟の花は夢の中に残り、昭君村の柳は雨の外に疎なる心地して、師直物怪の付たる様にわなくと振ひ居たり」とまで書き、尚も一層を進めて、「さのみ程経ば主の歸る事も社と、侍従師直が袖を引て、半部ハントモの外へ出たれば、師直椽の上に平伏て、何に引立れども起上らず、あやしや此儘にて絶やいらんずらんと覺え、兎角して歸りたれば、今は混ヒタスら恋の病に臥沈み、物狂しき事をのみ寐ても寤ても云など聞へければ、侍従は恐ろしく、片田舎へ逃下りにけり、知べする人もなし、師直すべき様有と、塩治陰謀の企有よしを様々に讒を回し、將軍左兵衛督にぞ申ける」とは、此書の猥褻なる須弥頂上なるべし、元弘以来の功臣塩治家の衰へて、京極・山名両家山陰を分管し、幕府権臣の交迭は、かゝる淫褻なることに起りて、諸大名も異議なかりしとは、室町幕府とて左様に浅間敷からざるなり、記者も世人の實事と信ずるとは思はざるならん、只文段に力を極めて賞翫を取たるなり、時代の遠くなる程に、いつか実録となし、学者のいかめしき漢文にも修めて、歴史に編入れたるは笑止の至りなり、此文段にては兼好を能書とのみ書たれど、兼好は頓阿・浄辨・慶運と共に和歌の四天王といはれし人なり、其著述の徒然草は、今に伝へて文苑に光華あり、当時の名臣洞院相国公賢の園太曆貞和四年十二月廿六日の條に、「兼好法師入来、武藏守師直狩衣之事談レ之也、今度被レ用正慶符、彼符趣聞示畢」とあれば、有職故実にも達

したるを知り、且師直に疎せられぬことも証すべし、又文学者の貴人より敬遇せらるゝは、頓阿が新拾遺集の勅撰に与かり、二條関白良基歌道を質問し、愚問賢注と名付て、天子にも獻じたる程なり、師直発狂したるとも、物の用に立ぬ者は手書なりなどゝの言は出さじ、兼好かゝる文学に高名の人なる故に、記者薬師寺が歌の秀逸なるを顕さんと、其反対に仮りたるは、少しは怨もありたるにや、譬ば朝顔日記の浄瑠璃を熊澤蕃山に仮託して作りたるが如し、然るを真に受け兼好は師直の艶文を書たりとさげすむは、餘り浅墓なる論なり、

今は世も奎運に向へり、専門の学も興り、書籍を択むことも精くなりぬれば、後世になるとも朝顔日記にて熊澤蕃山を論ずる人はよもあらじ、されば平家物語太平記の類にて歴史を論ずることも已に終期となりたるべし、歴史は社会自然の現象を写すものなり、其事は愚なるとも、文は拙くとも人の自然になしたる実事を実録したるは、理学にも合ひ、哲理・法理にも、研究せらるゝべし、拵へ話は史学に益なし、何程の学力文才あるも必ず破綻の処あるべきものにて、猶古文書の偽造すべからざるに同じ、学問の筋にて太平記を読めば、怒る程に云甲斐なき浮薄の文にて、間には自ら証跡を消したる嘘談さへもあるなり、余は之を書消しと名付く、其状を喩へんに、徳川綱吉の時とかや、執権の大名不首尾の末に死去の届出たり、幕府其死状を怪み、使を遣はして視せしめしに、姻戚の大名面会し、堅く病死なるを保ちしに因て、歸りかくと報じゝに、又往て必ず死体を視しむるに、至る時には已に入棺したり、重ねて其棺を開きて視よとて使を遣はさる、其時は已に寺に送られたり、

因て寺に赴き檢視せしむれば、其時は己に茶毘に送りたりと答へたりと、茶毘の骨となりては死状は知るに由なし、左れば病死と云も、自殺と云も、毒殺と云も詮なき疑なり、太平記の書消しも亦其如し、卷十北條高時自害の條に、長崎高重・摂津道準・諏訪直性・長崎円喜等、高時の前にて、腸を挿出し、一文字・十文字・祖孫刺違る等、慘然たる曲を盡したるは、甚怪しき物語なれ共、〔二百八十三人盡腹切て屋形に火を懸たれば、猛火昌んに燃上り、黒烟天を掠たり〕とあれば、其は斑鳩宮の骨の如く、拾八号に出是非を判ずるに由なし、是則書消しなり、卷十六正成兄弟討死の條も亦同じ、〔二足も引ず戦て、機已に疲ければ、湊川の北に当る在家の一村有ける中に走入て、腹を切ん為に鎧を脱て我身を見るに、斬疵十一箇所迄ぞ負たりける、中楠が一族十三人・手の者六十餘人、六間の客殿に、二行に竝居て、是も面積に合はず念仏十返計同音に唱て、一度に腹をぞ切たりける、正成座上に居つ、舎弟の正季に向て、最期の一念に由て、善惡の生を引と云り、九界の間に何が御辺の願なるかと問ければ、正季からくと打笑て、七生まで只同じ人間に生て、朝敵を滅さばやとこそ存候へと申ければ、正成世に嬉しげなる気色にて、罪業深き惡念なれども、我も加様に思也、いざさらば同じく生を替て此本懷を達せんと契り、兄弟共に差違て、同じ枕に臥にけり〕といひ、末に〔菊池七郎武朝名諱は兄の肥前守前は後なるべしが使にて須磨口合戦の体を見に來りけるが、正成が腹を切所へ行合て、おめく敷見捨ては如何歸るべきと思ひけるにや、同じく自害して炎の中に臥にけり〕と、炎の中の三字にて書消したり、扱後條になり、其灰中より正成の首を何の目標にて取出けん、六條

河原に懸たるを、尊氏河内の故郷へ送ると記す、前文に一村の有ける中に走入とあれば、村家なりし故に、炎も昌んならず、死体を完存したることや、されど又六間の客殿とあれば寺の様なり、何とも正体なき書方なり、後に広巖寺の明極元行状出て、彼寺にての事と云、是は參孝太平記已に事実と違ふ所多きを証したるが如く、眼目ある者は其偽書なるを知らん、靈牌も後の作なり、くどくしければ言はず、

是まで編史者の太平記を信ずる者、却て他の実録の之に吻合せぬとて捨たれば、世に太平記にて楠公を崇拜する人も多し、怪からぬ間違なり、此書の浮薄は楠公にのみ実著に変性すべきに非ず、彼討死の條に限らず、盡く妄誕のみにて書綴りたり、先づ公の起りを、後醍醐帝笠置の行在にて楠木の夢の告ありて、万里小路藤房を勅使として正成を召さるといふは、殷高宗伝巖の夢にて伝説を拏たる故事を摸擬したる拵へ話なり、其実は増鏡に「事のけじめよりのみおぼされたりし、楠木兵衛正成といふものあり、心たけくすくよかなるものにて、河内国におのがたちのあたりをいかめしくしたゝめて、このおはします所笠置を云、もしあやうからむおりは、行幸をもなし聞へんなどようゐしけり」とあり、是前年日野俊基紀伊遊行の時に深く謀りたる事なるべし、扱笠置の敗の條に、「中務の御子大塔の宮などは、かねてよりこゝをいでさせ給ひて、楠が館におはしましけり」とあり、北條九代記に、尊良親王楠木城辺にて執れ給ふとあり、されば赤阪落城に、正成は大塔宮及び四條隆資父子等と共に高野吉野辺に隠れたるならん、斯てこそ楠公なるに、夢の中より楠公を出し、赤坂の城軍の條には「城の有様を見やれば、俄に拵たりと覺えて、墓々敷堀をも掘らず、纔に屏一重塗て」

と、二重堀の妄説を書たり、笠置臨幸より没落まで三十四五日になる、其間に正成を召され、夫より歸て城を作れば、二十日の間もあらじ、是例の時日に頓着せぬ破綻なり、又大塔宮熊野落の條に〔大塔宮一品親王は笠置の城の安否を聞召れん為め、暫く南都の般若寺に忍んで御坐あり〕とあれば、叡山敗れて後は、笠置にも參らず、直に般若寺に忍ばれ、正成の事は更に御存なきこととなり、事實とは全く相違したり、

翌年の再挙は、増鏡に〔大塔の法親王楠正成などは、猶おなじ心にて世をかたげんはかり事のみめぐらすべし、正成は金剛山千葉やといふ所にいかめしき城をこしらへて、えもいはずたけきものどもおほくこもりたり、さて大塔の宮の令旨とて、国々の兵をかたらひければ云云、宮は熊野にもおはしましけるが、大峰をつたひて吉野にも、高野にもおはしましかよひつゝ云云〕とありて、前文に引合すれば、赤阪落て後は、正成四條隆資父子と共に大塔宮を奉じ、熊野高野吉野に往來し跡を潜め、翌年令旨を伝へ兵を奉たる跡は、自然に明かなり、其時月は記さゞれども、後文に〔正成が聖徳太子の御墓の前を軍のそのにして、いであひかけひき、よせつ返しつ、塩のみちひくごとくにて、年はたゞくれにくれはてめれば、春になりて云云〕とあり、聖徳太子の墓は河内国石川郡の叡福寺なれば、其年は河内合戦にて暮たるなり、高野山文書に八月二十七日四條隆貞奉の令旨あれば、正成の起りしは其比の事ならん、光嚴院御記に〔六月六日自熊野執進大塔宮令旨云云〕とあるが事の起りにて、廿六日竹原八郎入道大塔宮令旨を帶て伊勢に打出たるが駆動の始めなり、

史徵墨玉考証第二編大
東宮筆二通の処に出ず、

然るに記は大塔宮と正成とを別々になして、肝要の事実を失ひ、卷六楠出張天

王寺の條に、〔同元弘二年承、四月三日、楠五百餘騎を卒して、俄に湯浅が城に押寄〕と書出し、〔楠其勢

を合せて七百餘騎にて、和泉河内兩國を靡けて大勢になりければ、五月十七日に先住吉天王寺辺へ

打て出〕とあり、考証をなさずとも只考ても知るべし、河泉を靡かし天王寺へ打出るは、京都のゆ

ゝしき大變なり、天王寺口破れなば、男山山崎の戦となるべき地理なるは、古今の例甚多し、然る

に天正本太平記に大和河内の變報達し、十一月八日に遠江左近大夫將監を討手の大将となし、来月

二十日に發足せしむと記す、此事はやゝ実に近きことなるが、夫まで半年間はいかゞして防ぎたる

歟、正成も其間何事をなし居たる歟、卷五を見れば、〔二年三月廿二日、後伏見院の第一皇子御年

十九にして天子の位に即せ給ふ云云、十月廿八日に河原御祓ありて、十一月十三日に大嘗会を遂行

はる〕とありて、至て静謐に聞ゆ、是は年代記等にも載たることにて、月日も違はず、彼是を較べ

見ても、五月に住吉天王寺へ打出でたることの妄は明かなるべし、其天王寺にて、上宮太子の未来

記を銀鑰を開て取出し、披覽したることも信ずるに足らず、正成の天王寺に打出たるは、楠木合戦

注文一名正慶に、〔同正慶二年、即元弘三年、正月十九日、巴寄来天王寺致合戦交名人等、大將軍四條少將隆

貞、楠木一族、同舍弟云云、一日合戦、戌亥時、子時追落、楠木渡辺責下、御米少々押取、同廿二

日申時、葛城引歸〕とあれば、天王寺に入りて未来記を見るべき隙なし、

斯く正体なき書なれば、其他誤謬甚多けれども、節目に非ればくどく論ぜず、最後の湊川に至り、

〔纔に七十三騎に成にける、此勢にて打破て落べかりけるを、楠京を出しより、世の事は今は是迄と思所存ありければ、一足も引ず下文前〕と書たるは、叡山臨幸の建議行はれざるに因り、此建議も記者の作説なり、桜

井駅にて子正行に訣別し、世の事は是迄と思ひ、落べきに落ずして討死したるにて、新田義貞、東寺の矢と同じく無責任の甚だしき者に言なしたり、桜井駅の事も、記者が子訣れの一段を演じたる例の拵へ話なり、尤も戦場に臨むとき、讓状を書いて討死の支度にて発足するは、当時毎々あることにて、萩藩閩録などにも其讓状は数通を載たり、去とて必ず討死するに非ず、其人の尚存在したる例は固多し、正成の死は梅松論に〔義貞打負て都をさして落にけり、定禪細川義貞には目をかけずして、湊川に楠正成残て、大手の合戦中、のよし聞へしかば、下御所直義を云、の御勢に馳加て責戦ほどに

申の終に、正成并弟七郎左衛門尉以下、一所に自害する輩五十餘人、討死三百餘人、總じて浜の手和田崎なり、兵庫・湊川にて討死する頸の数七百餘人とぞ聞えし、是程の戦なれば、御方にも打死手負

多かりけり、湊川の軍破れしかば、御陣は御下向の時の兵庫の奥の御堂にてぞ有し、高尾張守の手、の者討取し間、正成が頸持参せられける、実験あり、まぎるべきにあらず、哀れなるかな云云とあれば、義貞の引拳たる後、烈敷戦にて自害したるなり、和田文書に抛れば、其時楠木党大塚惟正・八木法達・岸和田治氏等は皆引拳たりと覚ゆ、記者は正成の始を記しては、帝の内旨を承て起り、大塔宮を奉じて再拳し、回天の功を立たる事は一も審かにせず、其終りを記しては、一議の合はざるを恨みて、強て討死したる様に書なしたるをば、是まで真の楠公と世に思ひたるこそ是非なければ、

軍談訳釈師は只女童の喝采を取ことのみ心掛るは今も古も同様也、眞の義理を辨へ、武道を知らるものに非ず、武士といへば只討死するを天晴の事として、いつもかゝる事を饒舌れども其討死に武士道といふ者あり同じ様なる事に主將の嗜み一手の大將の嗜み平士の嗜み夫々に差別のある者にて、是迄の武士は深く研究したる事也、此に能相似たる歴史を挙げて、一斑を示さん、延元より四十餘年の後、天授三年に、大隅の島津氏久南朝方をせし時、探題今川了俊一族今川兵部大輔滿範を差向け、日州都城を囲みければ、氏久自ら寡軍を以て、必死の覚悟にて援兵に出陣し合戦したる事を、山田聖榮自記に載たる其中に、「財部取合三月一日に被_レ定、其時氏久又三郎殿へ被_レ仰出_レ候は急_ニ志布志_一歸候へと、御返事に、餘所_ニ居候共、个様之時は可_レ參候、此間御傍へ候て、既に合戦に定ぬるに歸候へば、於_ニ以後_一も口惜_キ名を取候_ハずる事如何に候、一家御内面々の心中も難_キ計子細と御申候へば、氏久夫は常の侍の嗜、大將は一人に成共身を全くして、本意を遂_ルこそ肝要と聞其御方より外_ニ男子_ハ持候、縦有と云共、元久にこそ国を知せ度也、夫は今もはからひと被_レ仰候て、氏久が怨而候けると、其後は御詞なし、暫有て、御意候、時日可_ニ罷歸_一と御申に依て云云」とあるを熟覽すべし、主將と平士との嗜みに差別あるを知らん此時本田重親・新納実久両先鋒なりしに、初日は大勝なりしが、翌日の戦に負色を露はしたり、同書に「本田重親は氏久御守の事にて、一入今を限りとや被_レ思けん、甥之氏親を近付、必々重親は可_ニ打死_一、御分は生而又三郎殿之御用に可_レ立、如何様名將に而可_レ有_ニ御座_一、重親は此言葉に依而終に打死す氏親は七ヶ所手負と云共生ると云云」と

あり、斯く大破軍なりしも、氏久は引拳たり、是重親打死の力と謂べし、一手の将となる者の嗜みは、亦斯の如くなるべし、播磨広峯文書に、広峰昌俊が楠木政一と組て打取たる軍忠状あり、是等も重親の如く、必死に戦ふて正成の引拳る機会を作らんとせしも、甲斐なくて討死せしと思はる、斯てこそ楠公なり、楠木党なり、史学者かゝる処に研究すべし、軍談講釈師輩の知る所ならず、

(明治二十四年四〜五、七〜九月「史学会雑誌」第一七〜八、二〇〜二号)

- 「太平記は史学に益なし」（久米邦武、『明治史論集(二)』（明治文学全集78、筑摩書房、一九七六年八月、初版第一刷）所収。
- PDF化には $\text{L}^{\text{A}}\text{T}_{\text{E}}\text{X}_{2_{\epsilon}}$ でタイプセッティングを行い、`dvipdfmx`を使用した。

科学の古典文献の電子図書館「科学図書館」

<http://www.cam.hi-ho.ne.jp/munehiro/science/sciencelib.html>

「科学図書館」に新しく収録した文献の案内、その他「科学図書館」に関する意見などは、
「科学図書館掲示板」

<http://6325.teacup.com/munehiroumeda/bbs>